

横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会発注の委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会（以下「協議会」という。）の発注する委託について、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、当該委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

(対象)

第3条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 業務仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務

(評価委員会の設置)

第4条 協議会は、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、原則として評価委員会を設置し、第11条の定めるところにより、受託候補者を特定しなければならない。

2 協議会は、受託候補者の特定に必要な次の事項を定め、評価委員会は、これに基づき、提案を評価するものとする。

- (1) 実施要領
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定

(評価委員の選定)

第5条 協議会は、評価委員会の委員を5名以上選定しなければならない。

(実施の公表)

第6条 協議会は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、ホームページ及び掲示板への掲示、公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 提案内容の評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 提案書提出の期限、場所及び方法

- (6) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (7) 使用する言語及び通貨
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) 評価が同点となった場合の措置
- (11) その他必要な事項

(参加表明手続)

第7条 プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書(様式1)(以下「参加意向申出書」という。)及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を協議会に提出しなければならない。

(提案書の提出)

第8条 参加意向申出書を提出した者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、提案書(様式3)及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を協議会に提出しなければならない。

(辞退)

第9条 参加意向申出書を提出した者が提案書の提出を辞退する場合は、当該公表において指定する日までに、辞退届(様式2)を協議会に提出しなければならない。

(評価委員会の審議)

第10条 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 評価委員会の評価委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案の採点を行い、評価委員会は、各評価委員の採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。
- 3 評価委員は、評価委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について確認をすることができる。ただし、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣については、審議しないように努めなければならない。
- 4 評価委員の採点は、評価委員会で集計し合計点を算出するものとし、評価委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。
- 5 評価委員会は、前各号の規定により提案者の順位を決定した時は、協議会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、提案内容について審議した場合はその記録その他協議会が必要とする書類を評価結果として報告しなければならない。

(評価委員会の評価結果に対する協議会による審査)

第11条 協議会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

- 2 協議会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。
- 3 協議会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認められた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員の選定をし直すことができる。
- 4 協議会は、第1項の規定に基づく審査により、評価委員会が一位として決定した者の提案内容においても、当該委託の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると認められる場合、受託候補者の特定を行わないことができる。

(特定の通知)

- 第12条 協議会は、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（様式4）により通知するものとする。
- 2 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。
 - 3 非特定者は、協議会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 4 協議会は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

- 第13条 参加意向申出書を提出した者が、当該公表において定める提案資格を満たさないこととなったとき、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。
- 2 前項の場合において、協議会は、当該参加意向申出書を提出した者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

- 第14条 協議会は、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(特定結果の公表)

- 第15条 受託候補者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

横浜国際園芸博覧会
旭区推進協議会

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

横浜国際園芸博覧会
旭区推進協議会

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

辞 退 届

次の件について、プロポーザルの参加を辞退します。

件名：

<辞退理由>

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式3)

年 月 日

横浜国際園芸博覧会
旭区推進協議会

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式4)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜国際園芸博覧会
旭区推進協議会

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail